

戸籍記載の遺漏を防止し、届出の審査を容易に行うために。



【全訂】ひと目でわかる氏と戸籍の変動

新谷 雄彦 著

2023年6月刊 B5判 284頁 定価4,070円(本体3,700円) 978-4-8178-4892-5
商品番号: 40265 略号: 氏戸

- 戸籍実務で難解とされる身分行為等における氏の変動と戸籍の変動のかかわりをわかりやすく解説。
- 前版刊行(2011年)後の法改正や新たな実務運用を反映して加筆・修正。
- 新事例として「生存配偶者の復氏による戸籍の変動」「その他参考事例」を追加。

◎離縁の形態による戸籍の変動一覧表

美 観	日本人夫婦(婚姻中若しくは離婚後又は死亡後)		日本人と外国人との夫婦(婚姻中若しくは離婚後又は死亡後)		単身者(死亡後を含む)	
	双方	一方	日本人とのみ	外国人とのみ	単身者	筆頭者以外
婚姻時に夫婦	①	②	①	①	①	①
婚姻中に夫婦	①	②	①	①	①	①
離婚時に夫婦	③	④	③	③	③	③
離婚後に夫婦	②・③	④	②・③	②・③	②・③	②・③
再婚時に夫婦	②・③	④	②・③	②・③	②・③	②・③
再婚後に夫婦	②・③	④	②・③	②・③	②・③	②・③
再婚時に単身者	②・③	④	②・③	②・③	②・③	②・③
再婚後に単身者	②・③	④	②・③	②・③	②・③	②・③

■説明1 養親については、養子縁組と違い、離縁による戸籍の変動は生じませんが、夫婦については、二つの形態、すなわち、日本人夫婦と日本人と外国人との夫

ひと目でわかる「養子縁組の形態」及び「離縁の形態」それぞれの「戸籍の変動一覧表」を掲載

初任者にもひと目でわかる構成

内容充実の新項目!

6 生存配偶者の復氏による戸籍の変動

(1) 夫の氏を称する婚姻後、配偶者の同意を得て他の姓となった妻が、夫死亡後に復氏により養親の戸籍に入籍する場合

■解 説 民法第758条1項は、「夫の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる」と規定しています。通常の復氏縁組は、この民法の規定のとおり、婚姻前の氏に復し、婚姻前の戸籍に復籍するか、又は新戸籍を編製することになります。本例の妻は、婚姻中に配偶者の同意を得て丙山三郎の養子となる縁組をし、離婚縁組中に夫が死亡したため、生存配偶者の復氏の届出をする場合です。この場合、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することなく、養親の氏を称して(民法第810条本文)、養親の戸籍に入籍します(戸籍法第8条3項)。また、申出により新戸籍を編製することもできます(戸籍法第9条)。

婚姻によって氏を改めた場合には、婚姻の際に定めた氏を称すべき旨は、後の妻となるとしても、その婚姻が離縁中(配偶者の死亡によって婚姻が解消した場合は含む)は、養親の氏を称しないといわれています(民法第810条ただし書、養子基本法第2条第1項)。婚姻の際に氏を改めなかった者(戸籍の筆頭者)が死亡し、生存配偶者となった者が養親の氏を称することを望むときは、生存配偶者の復氏の届出をすることにより、婚姻前の氏を称することになります(前記養子基本法第2条第1項)。なお、婚姻前の氏を称したいと望むときは、婚姻を消滅(離婚)することになります。

本例は、生存配偶者の復氏の届出により養親の戸籍に入籍する場合です。この場合は、届出の「その他」欄に「生存配偶者の妻 丙山三郎」と記載し、「復氏した後の本籍」欄に「〇もとの戸籍にもとる」にチェックし、養親の本籍を記載します。この場合、養親が戸籍の筆頭者の配偶者であるときは、「その他」欄の記載は、「生存配偶者の妻 丙山三郎」となります。

ひと目でわかる豊富な図解!

戸籍・届出の記載例が満載!

- 第1 氏の変動と戸籍の変動**

 - 1 民法上の氏の変動と戸籍の変動
 - 2 民法上の氏の変動を伴わない戸籍の変動

第2 具体的処理例

- 1 出生による戸籍の変動
 - 2 養子縁組による戸籍の変動
 - 3 養子縁離による戸籍の変動
 - 4 婚姻による戸籍の変動

- 5 離婚による戸籍の変動
 - 6 生存配偶者の復氏による戸籍の変動
 - 7 その他参考事例
 - 8 離縁をしても戸籍の変動を生じないとされた事例(戸籍先例等)